

森と琵琶湖を結ぶ
笑顔で暮らせる豊かな農村

広
報

こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

2011



11

TOWN INFORMATION

春先に植えた苗が見事に穂をつけ、今か今かと収穫を待ちわびているようで、
児童たちは、汗をかきながら一生懸命に稲の収穫に取り組んでいました。



甲良東小学校



甲良西小学校

2 シルバー運動会開催

3 第85回花壇コンクール

6 湖東定住自立圏

8 保育園・幼稚園の申込み 受付開始

12 いきいき健康塾のお知らせ

14 平成23年10月からの子ども手当

シルバー シルバー運動会開催 (9月4日)

夏?を思わせるような晴天の中、長寺東草の根広場を会場に『シルバー運動会』が開催されました。このシルバー運動会は、人と人との交流を深めることで、よりよい人間関係をつくる機会になるようにと開催されているものです。

開会式を終え競技が始まると、昔のようにいかないまでも一生懸命に走ったりする姿は、いつも以上に生き生きと輝いていました。

また、応援する方の姿を見ると、まるで一緒になって競技に参加しているような感じがして、この空間だけが、さらに熱気に包まれているようでした。

そのような中、ひとときの癒しの時間を与えてくれるために、カワイイ場面を演出してくれたのは4

歳児の東西保育園児でした。園児達は、おじいちゃん、おばあちゃんにダンスを披露したり、一緒になって競技に参加したり・・・、このときばかりは、温かに見守る笑顔が周りに咲き乱れていました。

今日、ここで楽しい時間を過ごした参加者は、来年も参加したい気持ちとともに、心地よい疲れを持って帰ったことでしょう。



息をあわせてロープでボールを運びます。(種目：地引きあみ)



カラフルにダンシング♪ (種目：かわいいリズム)



おばあちゃんと一緒にヨーイドン! (種目：一緒におかいもの)



一升瓶に水がいっぱい、笑顔もいっぱい (種目：水入れ競争)

暴追法 甲良町暴力団排除条例を制定しました

町では、町民生活や社会経済活動の場から暴力団を追い出し、安全で平穏な町民生活を実現するため「甲良町暴力団排除条例」を9月22日に制定いたしました。

この条例は、町と町民および事業者の役割・暴力団排除に関する基本的施策・暴力団員等への利益供与の禁止について定められています。



【町の責務】

町は、町民と事業者の協力を得るとともに、警察などの関係機関と連携を図り、暴力団排除活動に関する施策を推進する。

【町民の役割】

町民は、暴力団の排除活動に自主的に連携・協力を図って取り組み、町の暴力団排除施策に協力するよう努めるものとします。

【事業者の役割】

事業者は、その行う事業により暴力団を利用することのないようにすると共に、町が実施す

る暴力団の排除に関する施策に協力するものとします。

【町民等に対する支援】

町民などが、暴力団の排除活動に自主的に相互連携を図りながら取り組めるよう、情報提供やその他の必要な支援を行います。

【青少年への教育など】

中学校で「暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員の犯罪による被害を受けないようにするための教育」を、必要に応じて行うよう適切な措置を講じます。

町民の皆さんも「暴力団と交際しない」「暴力団を恐れない」「暴力団を利用しない」という条例の基本理念を理解し、地域・職域から暴力団を排除して安全安心な生活を守りましょう。

※条例は、甲良町ホームページでご覧ください。

【問合せ先】 企画監理課 ☎ 38 - 5061

花壇 第85回 花壇コンクール

9月27日、第85回秋花壇コンクールの審査が行われました。開花の状況や手入れ等の管理状況、印象度、更に子どもたちが毎日付けていた観察日誌等を参考に審査されました。

今年の夏は猛暑と台風の影響を受け管理が大変でしたが、どの字も子どもたちの世話が実って黄色とオレンジ色のマリーゴールドが美しく咲き誇っていました。

最優秀賞	正楽寺	努力賞	在士
優秀賞	長寺西	奨励賞	北落
	呉竹		長寺東



<最優秀賞 正楽寺少年団>



<優秀賞 長寺西少年団>



<優秀賞 呉竹少年団>



<努力賞 在士少年団>



<努力賞 北落少年団>



<奨励賞 長寺東少年団>

甲良東小学校 防犯訓練実施 (甲良東小学校)

不審者が校内に侵入してきた場合の対処の仕方を身につけることを目的とし、教職員に甲良駐在所の警察官が指導して下さいました。

この体験を活かすような状況がないことが一番ですが、万が一のときに少しでも役立ててほしいと思います。



保育センター おいしい梅をありがとう!

呉竹のむらづくり委員の方が大切に育てておられる梅を、毎年園の4歳児の子どもたちが採らせてもらい、梅干し作りに取り組んでいます。今年も、大きな梅をたくさん収穫させてもらい、子どもたちが時間をかけて梅干し作りに取り組み、おいしい梅干しが出来ました。梅干しは、給食の時に園のみんなでおいしくいただいています。

その梅のお礼に、4歳児の子どもたちが壁掛けを製作し、むらづくりの方々に渡しました。

いつもあたたかく子どもたちを見守ってくださるむらづくりの方々、ほんとうにありがとうございます。

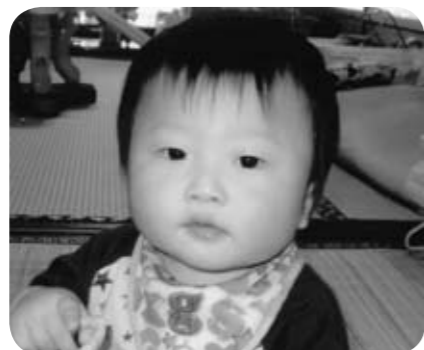


誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



いまい あんちゃん
今井 杏ちゃん
11月8日生(尼子)



まつみや あらたちゃん
松宮 新汰ちゃん
11月12日生(尼子)



さわ はるきちゃん
澤 榛希ちゃん
11月16日生(尼子)



まつおか はくちゃん
松岡 伯ちゃん
11月18日生(小川原)

平成23年12月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H22年12月生のお子さん)の方は、11月29日(火)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

問合せ先

企画監理課 ☎38-5061

保健福祉センター(保健師) ☎38-3314



グループハウス

グループハウス「けんじいの家」利用(入居)者募集について

グループハウス「けんじいの家」の利用者(入居者)を募集しています。以下に留意して申し込んでください。

(グループハウスの趣旨)

利用(入居)者がお互いに助け合い共同生活しながら住みなれた甲良町で暮らすための家です。また、地域の人や子どもたち、子育て中の親子が気軽に立ち寄り交流できる場として活用しています。

- 所在地 甲良町下之郷1511番地
- 募集期間 随時
- 入居申請 町保健福祉課で申請してください。
- 入居決定 町審査会により決定します。(申し込み順ではありません)

(入居募集定員) 4人

(入居対象者)

次に掲げる要件のすべてを備えている方

1. おおむね60歳以上の方
2. 甲良町内に引き続き1年以上居住している方
3. 独立した生活をするのに不安があるが、基本

的に自立して日常生活を営むことができる方
4. グループハウスの生活において、自発的な意志により食事等日常生活全般にわたり、入居者相互が助け合いながら共同生活を営むことが可能な方

(料金) 利用料 1ヶ月20,000円
(居室および共同施設の利用。光熱水費相当分含む)

※その他、食事等個人の生活全般に係る費用は個人負担となります。



図書館

図書館に行こう♪

13日に図書館で妙慶さんの講演会があります。読んでから聴くか、聴いてから読むか…。あなたはどちら?

川村妙慶さんの本を紹介します!

『こんな時親鸞さんなら、こう答える』
教育評論社

「いい聞き手になりなさい」
「過去にとらわれてはいけません」
「いちばん大切なことは許すことです」…。
思い込みを捨て、楽しく生きる秘訣を紹介します。

『焦らない、比べない あなたはあなたでいい』
PHP研究所

できる自分、できない自分。両方あって、ひとりの人間。本当の自分を知らせてくれる仏教の教えをやさしく説きます。

『ほっとする親鸞聖人のことば』
二玄社

800年を経た今日まで生き続け、多くの念仏者を生み出し続けている。親鸞聖人の「いのちの言葉」を紹介。

『心の荷物をおろす108の智恵』
講談社

ブログ『日替わり法話』と、毎日妙慶さんの元に届く「お悩み相談」の内容を収録。人間関係でのトラブルや職場での不安などにも答えます。

『こころが折れそうになったとき読む本』
こう書房

悩みは解決するものではありません。その悩みをきっかけに、今の状態をひっくり返すのです。

『心のしくみがわかる本』
講談社

感情を上手に整理できない。人間関係で悩んでいる。最近生きづらい…。心をごんじがらめになっている煩悩を点検・整理して、心の部屋を大そうじするための考え方を説く。

11月の催し物

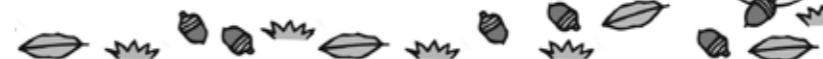
11月12日(土) 11:00~
おはなし会

11月13日(日) 14:00~
川村妙慶氏講演会
※事前申込みが必要です。

11月18日(金) 11:00~
ぴよぴよよこのおはなし会

11月26日(土) 14:00~
子どもえいが会
『チェブラーシカ』

11月27日(日) 14:00~
名作映画会
『[レイルウェイズ] RAILWAYS』



☆☆お知らせ☆☆

雑誌リサイクル

11月5日(土)より今年2回目の雑誌リサイクルを行います。

お一人様5冊まで、なくなり次第終了とさせていただきます。

展示

11月5日(土)~27日(日)
すみ絵クラブ作品展。力作の数々をお楽しみください。

湖東定住自立圏の具体的な取り組み

(甲良町と彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町との広域連携)

観光振興および交流促進

びわ湖・近江路観光圏構想の推進などを通じ、圏域内相互の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め、内外からの観光客の来訪および滞在の促進を図り、また、農山村と都市の交流の促進を図るため次の事業を推進します。

びわこ湖東路観光事業

湖東圏域を縦断する近江鉄道や中山道などの街道等を活用したエコツーリズムを展開し、湖東三山、永源寺等の圏域内外の観光施設とも連携した事業を実施します。

びわ湖・近江路観光圏整備事業

旅行商品の企画・販売や人材育成などを実施し、びわ湖・近江路観光圏への効果的な誘客を図るとともに、通過型観光から宿泊・滞在型観光への転換を促進し、交流人口の増加による地域活性化と観光産業の振興を図ります。

湖東圏域エコ交通環境整備事業

近江鉄道の駅や沿線の観光施設を拠点としたレンタサイクルシステムを整備し、観光客等の利便性向上を図ります。

地域創造事業

圏域の一体感の醸成と活性化を図るため、自らが創意工夫を凝らして企画・立案・実施を行う住民団体等に対して支援を行います。

湖東圏域内で獣害対策の取り組みを進めます。

近年、有害鳥獣による農林産物の被害が拡大していることから、各市町で行う個別の対策に加え、湖東圏域内の連携した捕獲活動や被害防止に取り組んでいきます。

鳥獣害防止対策連絡調整の会議を開催します。

圏域内で連携した鳥獣害対策を取り組む会議を開きます。

鳥獣害対策は、地域ごとに抱えている問題が異なり、実情に応じた個別のきめ細やかな対策が必要です。

住民意識の啓発を進めます。

野生獣の生態や習性を知り、なぜ野生獣が人里や農地にやってくるのかを集落のみんなで理解することが重要です。

地域ぐるみで日常的に取り組みが実践できるよう研修会を実施していきます。

連携事業、個別事業を実施します。

各市町が取り組んでいる事業を実施するとともに広域的な鳥獣害防止対策に向けた検討を行います。

広域的な対策の検討、連携した対策を推進することにより農林産物の被害防止や日常の不安解消を図っていきます。



平成22年度に整備された正楽寺獣害フェンス

鳥獣による農業被害状況 (平成22年度)

	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
甲良町	388	3,332
愛荘町	926	5,013
豊郷町	—	—
多賀町	9,226	42,219
彦根市	441	2,128
合計	10,981	52,692

産業課

第21回 農業委員会委員が決定しました

農業委員会は農業者の公的な代表で構成する行政委員会です。甲良町農業委員会は、地域の農業者の選挙によって選出される選挙委員(10名)と町長が選任した委員(7名)の計17名の委員で構成しております。

【農業委員会のおもな業務】

- ★農地法に基づく許認可業務
- ★農地パトロール(農地の利用状況調査)の実施
- ★耕作放棄地の解消に向けての取り組み
- ★農家・集落などの意見や要望の建議
- ★農地の利用や権利関係の調整・あっせん
- ★農業者年金の推進

【お詫び】

先月号に掲載いたしました農業委員の皆様の写真に宮川委員と古川委員が掲載されていませんでした。謹んでお詫び申し上げます。



人権課 住民課

身元調査



今でもこんなことが起こっています。

事例1 八業士(弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士)とよばれる資格を持つ人は、職務上の請求用紙により本人の了解なしに戸籍の謄(抄)本などを取得することができます。このことを悪用して、平成17年(2005年)に兵庫県や大阪府の行政書士が、戸籍謄本などを不正に取得し、興信所に売るなどしていた事件が発覚しました。滋賀県でも、これらの事件に関係した人物からの請求が少なくとも54件あったことが確認されました。そしてその後の調べで、同じような事件が他の府県でも発生していたことがわかってきました。

～身元調査はどうして差別につながるの?～

だれもが、生まれてくるときに「生まれる場所」を選ぶことはできません。また、「親の職業」や「家庭環境」などは、本人の資質とは直接関係のないものです。それにもかかわらず、興信所などを使って出身地や家族の状況等が調べられ、そのことを理由に結婚に反対されたり就職の際に採用の基準にされたりすることは、極めて不合理なことです。

興信所や探偵社などが今でもこのような身元調査をする背景には、そのような調査を行わせる社会の意識が残っていると考えられます。

人権課

女性の人権ホットライン強化週間

11月14日(月)～20日(日)

女性の人権ホットライン
ひとりで悩まず
電話してください
法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

0570-070-810
ゼロ ナナゼロ の ホットライン
(全国共通ナビダイヤル)

女性の人権ホットライン強化週間
11月14日(月)～20日(日)
受付時間 11月14日(月)～18日(金) 8:30～19:00 / 11月19日(土)～20日(日) 10:00～17:00

保育園
幼稚園

平成24年度 保育園・幼稚園の申込み 受付開始

<<< 受付期間 >>>

11月1日(火)～11月11日(金)
9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

<<< 申込受付場所 >>>

教育委員会(町公民館内) / 甲良東・西保育センター

<<< 申込書配付場所 >>>

教育委員会(町公民館内) / 甲良東・西保育センター
呉竹・長寺センター / 子育て支援センター

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/> からダウンロードしていただけます。



保育園

▽入園対象児

おもに家族が家庭内で保育できない生後6ヶ月～5歳児の乳幼児
例) 乳幼児の保護者が昼間、家庭外で仕事をしているため、保育ができない。

0歳児 満6ヶ月から
1歳児 H22.4.2～H23.4.1生
2歳児 H21.4.2～H22.4.1生
3歳児 H20.4.2～H21.4.1生
4歳児 H19.4.2～H20.4.1生
5歳児 H18.4.2～H19.4.1生

▽保育時間

平日8時～16時
希望者のみ ①早朝保育 平日 7時30分～
②延長保育 平日18時30分まで
③土曜保育 平日と同じ
(早朝・延長保育あり)

▽保育料

基本、両親の平成23年分所得税、平成23年度市町村民税および入園希望児の年齢(年齢は4月1日現在の満年齢)等によって保育料が決まります。

注意事項

- 平成23年度、平成24年度中に育児休暇を終えて職場復帰する方、または途中入園を希望される方なども、必ずこの期間にお申込みください。
- 受付後、園ごとの入園希望者数が定員を超える場合、入園審査をして入園者を決定します。
- 受付期間終了後の申込者の決定は、期間内申込者の入園調整・決定後になります。
- 通園バス利用は呉竹・小川原・長寺東・法養寺・横関区を除きます。
- 詳しいことについては甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/> をご覧ください。

幼稚園

▽入園対象児

町内在住の満3、4、5歳児
3歳児 H20.4.2～H21.4.1生
4歳児 H19.4.2～H20.4.1生
5歳児 H18.4.2～H19.4.1生

▽保育時間

平日 8時～13時30分
▽保育料
月額 9,600円
(内訳: 保育料6,500円 / 給食費3,100円)
通園バス利用者別途1,300円



子育て支援
センター

ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!



親子ふれあい教室 合同うどん会

10月14日(金) 長寺地域総合センター
コミュニティーホールにて開催しました。
いろいろな運動あそびを楽しんだ後は、
みんな一緒にお弁当も食べました。



みんなでたいそう

たのしいお弁当タイム

おおきなバルーンにみんな
ワクワクでした。

11月の親子ふれあい教室

- ☆こあらくらぶ・かのがるーくらぶ合同
子育て支援センター
2日(水) 10:00～11:30
- ☆すくすくひろば
呉竹地域総合センター
1日(火) 10:00～11:45
- ☆のびのびひろば
呉竹地域総合センター
8日(火) 10:00～11:45
- ☆にこにこひろば
長寺地域総合センター
7日(月) 10:00～11:45
- ☆わいわいひろば
長寺地域総合センター
14日(月) 10:00～11:45

ぽかぽかタイム

日時 11月21日(月) 10時半～11時半
場所 子育て支援センター
対象 保育センターに入園していないお子さんと
保護者(または、保護者に代わる方)

もちもの お茶
当日の参加も
いいですよ

11月のサークルひろば

ひまわりサークル 4日(金) 10:00～11:30
ママサークル 9日(水) 10:00～11:30

12月のサークルひろば

ひまわりサークル 2日(金) 10:00～11:30
ママサークル 14日(水) 10:00～11:30

みんなで作って
たのしく食べよう!

サークル協議会主催
日時 11月30日(水) 10:00～12:00
(受付 9:45)
会場 長寺地域総合センター
持ち物 ・エプロン 三角巾 マスク
・お茶 など
申込み 11月14日(月) より受け付けます
その他 託児あります

*お申込みとお問い合わせについては、下記へ
お電話ください。
子育て支援センター ☎38-8003

11月の相談予定日

- 子育て相談日
11月11日(金)・24日(木) 9:00～16:00
- 教育相談は、随時受け付けています。
※ご相談内容は秘密を厳守しますので、ご安心ください。電話でも、直接来てくださっても、かまいません。

包括支援
センター
介護予防教室開催中!

10月より、基本チェックの結果、機能向上の必要な方に対して、口腔機能向上・栄養改善の介護予防教室を開催しています。

口腔機能および栄養改善の教室は、毎年3回シリーズで行っています。

教室の様子を少し紹介します。

≪食の匠教室≫



【管理栄養士の先生から
食事のバランスについて講義】



あなたの
バランスは、
どうでしょう？

≪かむカム教室≫



【歯科衛生士の先生による講義】

あなたは、毎日何回歯をみがいていますか？
お口の健康状態はいかがでしょう？

～あなたはいくつわかりますか？健口クイズ～ かむカム教室より

問題：○・×で答えてみましょう。

- | | | |
|----------------------------|---|---|
| ① 歯がないので、ぶくぶくうがいでよい。 | ○ | × |
| ② 歯ブラシは大きい方が磨きやすい。 | ○ | × |
| ③ 入れ歯には歯石はつかない。 | ○ | × |
| ④ 入れ歯が合わないときは、「入れ歯安定剤」を使う。 | ○ | × |
| ⑤ 奥歯がないと、転倒しやすい。 | ○ | × |
| ⑥ 肺炎と口は関係ない。 | ○ | × |
| ⑦ 歯磨きは1日1回すればよい。 | ○ | × |
| ⑧ 虫歯や歯周病は感染する（うつる）病気である。 | ○ | × |
| ⑨ 痛みがないので、歯科検診する必要はない。 | ○ | × |
| ⑩ 入れ歯は食事の時だけ使う方がよい。 | ○ | × |



★★
答え：①× ②× ③× ④× ⑤○ ⑥× ⑦× ⑧○ ⑨× ⑩×

包括支援
センター
介護予防講座（教養講座）

介護予防をテーマとして65歳以上の方を対象に毎年3回、介護予防講座を開催しています。

①低栄養を予防しよう！ ②高齢期をいきいきと過ごすために！ ③転倒予防！
の3つのテーマで10月に介護予防講座を開催しました。




第1回：低栄養を予防しよう！～日頃の食生活を見直そう～

管理栄養士の安田先生より、「低栄養」とはについて、どんな状態のことをいうのかなどをわかりやすく、お話いただきました。

★低栄養を予防するポイント★

- ①良質のたんぱく質をしっかりとりましょう。
- ②おかずから食べましょう。
- ③ゆっくり、よくかんで食べましょう。
- ④切り目を入れたり、とろみをつけたり、調理にひと工夫を。
- ⑤だらだら食べをやめましょう。

【管理栄養士
安田篤生さん】



熱心に聞き入ったり、計算したり…

※第2回・第3回の内容については、12月号で紹介させていただきます。

だんだん寒くなってきます。家に閉じこもらないで、運動して体を動かしていきましょう。
筋力トレーニング教室19期生およびトレーニンググループ一般開放実施中です！

★転倒予防教室のお知らせ★

11月の転倒予防教室のテーマは「腰痛改善・予防体操」です。

開催日：Aグループ⇒ 10日・17日（木曜開催）13：30～15：00
Bグループ⇒ 11日・25日（金曜開催）10：00～11：30

場 所：甲良町ライフサポートセンター ほっと館 ほのぼの・ふれあいルーム

参加費：1回 200円（送迎を希望されるかたは、1回100円で利用できます）

※新しく参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。

保 健
福 祉 課

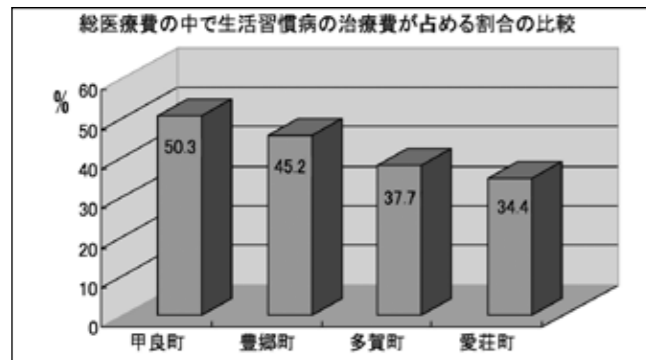
いきいき健康塾のお知らせ in 人権フェスタ

甲良町健康推進員会から、いきいき健康塾についてご案内します。今年は、毎年実施している血管年齢や体力測定その他、今話題の「タニタ流 調理のコツ」を展示にて紹介します。ぜひ、皆様のご来場をお待ちしています。

日時：11月6日(日) 10時～15時 <人権フェスタ内>
場所：甲良町公民館 1階 研修室

◎甲良町の健康状態は・・・

甲良町国保特定健診対象者全体の **医療費は1カ月で約4000万円** 使われています。そのうち、予防ができるといわれている生活習慣病の治療のために使われている医療費が甲良町では、**5割を超えています。**



愛犬地域で、比較しても甲良町は生活習慣病に一番たくさん医療費が使われている現状です！！

生活習慣病の多くが、食べすぎによる内蔵脂肪の蓄積が原因と言われています。甲良町特定健診受診者の結果から、

甲良町民の 約3人に1人が内蔵肥満に該当
約4割が慢性的な高血糖状態(糖尿病予備軍を含む)
約2人に1人が高血圧域に該当



「タニタ流 調理のコツ」を
少しだけ紹介します。

脂肪1Kgを落とすには



約7200キロカロリー消費することが必要

7200キロカロリーを運動で換算すると、
ランニング12時間分、
食事で換算すると、ごはん42杯分！！



考えただけでも、ぞっとするような数字ですが、タニタ流は、コツコツと少しずつ脂肪を燃焼させる方法なので、自然と痩せることができます。

そして、空腹を我慢せずに、食事で満腹感を感じながら気がつけば、痩せているというのが魅力のタニタ流です！

タニタ流その1：「噛ませる料理」

どの料理にも必ず野菜を取り入れ、噛む回数を増やす工夫を。

タニタ流その2：「色合いや季節感」

満腹感は満足感と同じ。‘目で食べること’も必要。見た目の楽しさも満載！



<準備中の健康推進員さん>

ちょっとしたコツをつかんで無理なく減量できる方法をこの他にもたくさん準備中です。ぜひご来場ください。

献 血

全血献血へのご協力をお願い



保健福祉センターでは、献血バスでの献血を実施します。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

日 時：11月11日(金) 10時～12時半 13時半～15時半

※時間はお一人15分程です。

※申込みは不要です。実施時間内にお越しください。

場 所：甲良町保健福祉センター 正面玄関前



献血基準：年齢 16～69歳の健康な方

※健康な方ならば、献血による身体への影響はほとんどありません。

※65歳～69歳までの方は、60歳～64歳までの間に献血の経験がある方に限られます。

体重 男性 45Kg以上 女性 40Kg以上

○献血にご協力いただいた方の糖尿病や肝機能検査などの血液検査の結果は、後日希望された方に郵送されます。

【問合先】 甲良町保健福祉センター保健福祉課 保健係 ☎38-3314

家畜
衛 生
情 報

飼養衛生管理基準が改正されました

家畜伝染病予防法が今年4月に改正されました。「飼養衛生管理基準」についても、その内容が見直され、10月1日から施行されました。対象となる家畜の所有者は、小規模であっても、「飼養衛生管理基準」を遵守する必要があります。

◆家畜の所有者に、最低限守っていただくべき、飼養衛生管理の基本となる事項をとりまとめたものです。平成16年9月、家畜伝染病予防法に基づき制定されました。

◆飼養衛生管理基準に基づく飼養管理を行うべき家畜に、牛、豚、鶏に加え、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が追加されました。

◆これまで、畜種別に分けることなく設定していましたが、今回は畜種別に分け、かつ具体的な内容に改められました。

◆飼養衛生管理基準の遵守状況等については、毎年、県知事への報告が必要となります。

◆小規模飼養者(牛・馬等で1頭、豚・めん羊・山羊等で6頭、鶏等で100羽未満、ダチョウで10羽未満の家畜の所有者)については、飼養している家畜の種類および頭羽数の報告が必要となります。

◆平成23年については、10月1日時点のものを、12月15日までに報告する必要があります。

◆平成24年以降については、2月1日時点のものを4月15日(牛、馬、豚、めん羊、山羊等)、または6月15日(鶏等)までに報告する必要があります。

【問合先】 滋賀県家畜保健衛生所 近江八幡市西本郷町226-1

☎0748-37-7511 FAX0748-37-4821

甲良町役場 産業課 ☎38-5069 FAX38-5122

平成23年10月からの 子ども手当

申請をお忘れなく！
全ての方について申請が必要です



お問い合わせ先

甲良町保健福祉課 福祉係
TEL 38-5151

厚生労働省・都道府県・市区町村

平成23年10月から 子ども手当が変わります。

10月以降の子ども手当制度について
(平成23年10月～平成24年3月)

1. 支給対象
子ども手当は、中学校卒業まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給します。

子どもの年齢	子ども手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

3. 支給時期

平成24年2月	平成23年10月～平成24年1月分 (4カ月分)
平成24年6月	平成24年2月～3月分 (2カ月分)

4. 保育料や、受給者の申し出があった場合の学校給食費などを、市区町村が子ども手当から徴収することなどが可能になります。
※保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

10月から子ども手当の支給対象が変わる場合があります。裏面の「**今までの子ども手当と違うところは…**」をご覧ください。

中学校卒業前のお子さんをもつ方へ

10月からの子ども手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、

**全ての方について
申請が必要です!!**

新しい法律により
支給要件などの変更が行われたことから、
対象となるお子さんをもつ全ての方に
申請をお願いしています。

平成23年10月1日の時点で受給資格のある方は
平成24年3月末までに申請をすれば、
10月分から手当を受け取ることができます。



以下の方は、速やかに申請を!!

- ・10月以降に他の市区町村へ転居した方
- ・10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市区町村へ転居した方は、転出した日（転出予定日）の翌日から15日以内、10月以降にお子さん生まれた方は、お子さんが生まれた日の翌日から15日以内に申請が必要です。
(3月までに申請をしても、さかのぼって受け取れません)

次の場合は、15日以内に申請してください!

子ども手当は、原則、申請した月の翌月から支給されます。ただし、誕生日や転出予定日（異動日）が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

初めてお子さんが生まれたとき

●お住まいの市区町村に申請しましょう!
10月以降に出生により新たに支給資格が生じた場合、お住まいの市区町村の窓口（公務員は勤務先）に申請が必要です。
出生により支給資格が生じた日の翌日から15日以内に申請が必要です。

【申請に必要な添付書類】
・健康保険被保険者証の写しなど（請求者が被用者（会社員など）の場合）
・請求者名義の金融機関の口座番号が分かるものの他、必要に応じて提出する書類があります。

第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

●お住まいの市区町村に申請しましょう!
手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内に申請が必要です。

他の市区町村に住所が変わったとき

●転入先の市区町村へ申請してください!
転出した日（転出予定日）の翌日から15日以内に申請が必要です。

公務員になったとき、公務員でなくなったとき

●お住まいの市区町村と勤務先に届け出・申請をしてください!
公務員は、勤務先から子ども手当が支給されます。公務員になった日の翌日から15日以内に申請が必要です。公務員でなくなったときも、その翌日から15日以内に申請が必要です。



以下の1～5に該当するときは、 お住まいの市区町村に届け出が必要です。

1. 養育している子どもが、支給対象となる年齢に該当しなくなった場合などにより、子ども手当の額が減額になるとき

2. 子どもを養育しなくなったことなどにより、支給対象となる子どもがいなくなったとき

3. 同じ市区町村の中で住所が変わったとき、または養育している子どもの住所が変わったとき

4. 受給者の方または養育している子どもの名前が変わったとき

5. 海外に住んでいる父母から国内で子どもを養育している者として、「父母指定者」の指定を受けるとき

今までの子ども手当と 違うところは…

1. 子どもが日本国内に住んでいること

原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に子ども手当を支給します。
ただし、子どもが海外に留学している場合は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

2. 両親が離婚協議中で別居している場合は、 子どもと同居している方を優先

父母が、離婚協議中で別居している場合は、お子さんと同居している方に支給される場合があります。ただし、単身赴任の場合は、これまでどおり、子どもの生活費を主に負担している方に支給します。

3. 海外にいる父母が指定する人に支給

父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内に住む子どもを養育している人を指定すれば、指定された方に子ども手当を支給します。
子どもの住所のある市区町村に「父母指定者指定届」を提出して、認定を受けてください。

4. 未成年後見人に支給

子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に子ども手当を支給します。

5. 児童福祉施設の設置者、里親に支給

子どもが施設に入所している場合や里親等に委託されている（預けられている）場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に子ども手当を支給します。

福祉 医療費

福祉医療費助成制度について

甲良町では、10月1日より小学生、中学生の入院について医療費の一部を助成します。

対象：小中学生（6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者で、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者。）

対象時期：平成23年10月1日以降の入院から適用

給付内容：自己負担金を除いた医療費を給付
自己負担金は病院または診療科ごとに1日1,000円（月額上限14,000円）

申請方法：一旦、病院で全額支払った後、その領収書を保健福祉課に持って来て下さい。
対象医療費を口座にお返しします。

申請場所：甲良町保健福祉課（甲良中学校前）

必要なもの：領収書（コピーでも可能ですが、申請時に原本も一緒に持ってきてください。）
印鑑（認印）
通帳等振込先のわかるもの（※郵便局は対応できません）

【問合先】 甲良町保健福祉課 福祉係 ☎38-5151

子ども 虐待防止

オレンジリボンをあなたの胸に

滋賀県でも、虐待によって、子どもの命が奪われ、心が傷ついています。子ども虐待について理解し、虐待をなくすために、ぜひあなたの力をかしてください。



「虐待では?」と思ったら

市町や子ども家庭相談センターへご連絡ください

☎ 077-562-8996 (FAX可)
滋賀県中央子ども家庭相談センター 24時間対応(県内全域)

お知らせ

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

厚生労働省では、「労働保険未手続事業の一掃」に向けて年間を通じた啓発を図るとともに、11月1日から11月30日までの1か月を、労働保険適用促進強化期間として、全国的に集中的な広報活動を展開しています。

労働保険（労災保険と雇用保険）は、職場の皆さんが安心して働いていただくため、政府が管理・運営している保険制度です。

労働者を1人でも雇用する事業主は、業種や規模の大小にかかわらず、すべて労働保険に加入することとなっております（農林水産の一部の事業は除きます）。

まだ労働保険の加入手続をとられていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）で加入手続をとってください。

【問合先】 滋賀労働局・彦根労働基準監督署・ハローワーク彦根

年金

年金からのお知らせ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます
 ～～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル（平成24年3月15日まで） TEL 0570-070-117

* 通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。

* IP電話等の方は、TEL 03-6700-1130にお電話ください。こちらの番号の通話料金は、全額お客様負担となります。

〈受付期間〉 平成23年11月1日（火）～平成24年3月15日（木）

〈受付時間〉 ○月曜日～金曜日：午前8：30～午後5：15
 ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで受付
 ※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。
 ○第2土曜日：午前9：30～午後4：00

【問合先】 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

税務課

不動産公売の案内

公売方法 入札
 公売日時 平成23年11月17日（木）午後2時30分～午後3時00分
 入札の場所 彦根市元町4-1 滋賀県湖東合同庁舎 1階 1-A会議室

公売財産	見積金額	公売保証金	執行機関	備考
滋賀県彦根市戸賀町字上野入 36番7 宅地 46.35㎡	1,988,531円	200,000円	滋賀県 (西部県税事務所)	当該2筆は一区画の土地であり、一括で公売します。
滋賀県彦根市戸賀町字上野入 37番8 宅地 170.98㎡	7,335,469円	740,000円	滋賀県 (東北部県税事務所)	

※詳しくは公売広報をご覧ください。

【問合先】 滋賀県西部県税事務所 ☎077-522-9802 滋賀県東北部県税事務所 ☎0749-65-6606

防災

消防署だより 犬上分署（☎38-3130）

11月9日（水）～15日（火）は秋の火災予防運動
 「消したはず 決めつけしないで もう一度」

まもなく火災が発生しやすい季節を迎えます。火災予防運動は、一人ひとりが火災予防に対する意識を高めていただき、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的に毎年実施しています。皆さんもこの運動を通じて、火災予防に対する関心を高めて、家庭や地域から火災が発生しないよう火の取り扱いに十分注意しましょう。

住宅火災 いのちを守る 7つのポイント ～3つの習慣・4つの対策～

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

防火ポスターコンクールを実施しました。

彦根市消防本部管内の小・中学生を対象に、正しい火の取扱い方や火の怖さを訴える作品を募集したところ多数の応募をいただきました。応募作品の中から次のとおり入賞作品が選ばれ、最優秀賞作品については、秋の火災予防運動ポスターとして採用させていただきました。

入賞作品紹介

- 最優秀賞
城南小学校 3年 疋田 瑞希さん
- 彦根市消防長賞
甲良中学校 2年 金田 真利望さん
- 彦根市幼年女性防火委員長賞
鳥居本中学校 2年 水谷 菖さん
- 金賞
城南小学校 3年 北村 優翔さん
城南小学校 5年 日比谷 潤さん
鳥居本中学校 1年 居川 翔さん
- 銀賞
鳥居本小学校 3年 樋口 万裕さん
金城小学校 5年 北川 創夢さん
甲良中学校 2年 小林 淳貴さん
豊日中学校 2年 安居 咲稀さん
- 銅賞
城南小学校 4年 林 誠也さん
鳥居本小学校 6年 伊部 鷹宏さん
甲良中学校 2年 轟井 飛鳥さん
甲良中学校 2年 松宮 蓮弥さん
鳥居本中学校 2年 徳田 結理さん



秋の火災予防運動ポスター「最優秀賞作品」

防火絵画展

防火ポスターコンクール入賞作品 15点および幼年消防クラブ員の防火絵画を一堂に展示します。
 展示場所 ビバシティ彦根ウェルカムプラザ
 展示期間 11月7日（月）から同13日（日）まで

問い合わせ先

消防署犬上分署 ☎38-3130 FAX38-3119 / 消防本部予防課 ☎22-0332 FAX22-9427

宝くじ

一般コミュニティ助成事業



下之郷区がコミュニティ事業に活用する備品等を宝くじの助成金で整備されました。

【皆さんで存知ですか】

(財)自治総合センターがコミュニティ活動に助成を行い、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行っています。



お知らせ

防衛省 自衛隊採用試験案内

募集内容	募集種目	陸上自衛隊高等工科大学
	応募資格	中学校卒業(見込み含む) 15歳以上17歳未満
	受付期間	平成23年11月1日(火)～平成24年1月6日(金) 推薦:平成23年12月16日(金)
	試験日	平成24年1月14日(土) 推薦:平成24年1月7日(土)～1月9日(月)の指定する1日
	待遇等	身分:特別職国家公務員(生徒) ※自衛官ではありません 給与:94,900円(平成23年4月現在) 賞与:期末・勤勉手当(ボーナス)年2回 衣食住:駐屯地(基地内)の宿舎で生活し、宿舎費は無料 食事・一部の被服類・寝具については、支給または貸与
	採用予定数	陸上自衛隊:約260名

問い合わせ先 彦根市旭町1-24 田中第2ビル1階
自衛隊彦根地域事務所 ☎0749-26-0587

滋賀県立盲学校の学校公開

日時:平成23年11月17日(木)
9:15～12:30
場所:滋賀県立盲学校会議室および第1体育館
住所:彦根市西今町800 ☎0749-22-2321
申込方法:電話で受け付けます。(担当:宇野繁博)
募集定員:20名(先着順)
募集対象:滋賀県内在住で視覚障害教育にご関心のある方。
申込締切:平成23年11月15日(火)

県立盲学校(専攻科) オープンスクール開催

日時:平成23年11月15日(火)
9:30～14:00
場所:滋賀県立盲学校(滋賀県彦根市西今町800番地)
申込:平成23年10月31日(月)までに、電話で申し込みください。
申込先:滋賀県立盲学校
〒522-0054
滋賀県彦根市西今町800 ☎0749-22-2321
専攻科オープンスクール担当 天下、平井、宇野まで

ひとのうごき

< >内は前月との比較 H23.10.1 現在

	総人口		0～15歳未満	15歳以上～65歳未満	65歳以上
男	3,738	<-10>	512	2,402	824
女	4,068	<-1>	513	2,382	1,173
合計	⑧7,806	<-11>	1,025	4,784	⑨1,997
世帯数	2,527	<+3>	⑨÷⑧=高齢化率 25.58% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

プール & お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://koura.izumi21.net/>

水泳教室生徒募集中

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで]

【水泳教室受講手続き】
教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

重要なお知らせ

2011年12月18日より、プール内の改装工事が始まります。
プールは休館になります。
お風呂はいつも通り開館しますが、日程に変更がございますので、カレンダーをご確認をお願いいたします。
※12月のカレンダーは、お風呂とプール別になっています。
※お風呂のお客様へ
お風呂はプール改装工事中も影響はありません。
休館日だけお気を付けください。

※プール一般開放・定期のお客様へ
12月18日から休館いたします。
定期券は、開館日で教えますので、休館日の日数分延長となります。
※ジュニア水泳教室のお客様へ
水泳教室は、12月の授業が3回になります。
授業料は3000円です。
3回中1回でもご出席の場合は、休校にできませんのでご注意ください。(3000円必要です)
水曜日は12月に3回できませんので、11月30日に行い、12月分の授業とさせていただきます。
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いたします。

日	月	火	水	木	金	土
		1 休館日	2 教室日	3	4 教室日	5 教室日
6	7	8 休館日	9 教室日	10	11 教室日	12 教室日
13	14	15 休館日	16 教室日	17	18 教室日	19 教室日
20	21	22 休館日	23 教室日	24	25 教室日	26 教室日
27	28	29 休館日	30 教室日	■ 休館日		

※11月30日(水)の授業は12月分の受講料に含まれます。12月を休校なさる方は30日はお休みください。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6 休館日	7	8	9	10
11	12	13 休館日	14	15	16	17
18	19	20 休館日	21	22	23	24
25	26	27 休館日	28	29 休館日	30 休館日	31 休館日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 教室日	3 教室日
4	5	6 休館日	7 教室日	8	9 教室日	10 教室日
11	12	13 休館日	14 教室日	15	16 教室日	17 教室日
18	19	20 休館日	21 休館日	22 休館日	23 休館日	24 休館日
25	26	27 休館日	28 休館日	29 休館日	30 休館日	31 休館日

日	月	火	水	木	金	土
1 休館日	2 休館日	3 休館日	4 教室日	5	6 教室日	7 教室日
8	9	10 休館日	11 教室日	12	13 教室日	14 教室日
15	16	17 休館日	18 教室日	19	20 教室日	21 教室日
22	23	24 休館日	25 教室日	26	27 教室日	28 教室日
29	30	31 休館日	■ 休館日			

1月のプール開館日は工事の都合で変更になることがあります。詳しくは12月の広報をご覧ください。

【問合せ先】 温水プール・香良の湯 ☎38-5155

滋賀県最低賃金改正

(平成23年10月20日改正)

1時間 709円

滋賀県内で労働者を一人でも使用している事業主は、1時間709円以上、賃金を支払う必要があります。

お問い合わせ先
彦根労働基準監督署 ☎0749-22-0654

KUMON **くもんの先生 募集中!**

★くもんの先生 説明会★ ※時間 10:30～12:00

日程	会場
11/28(月)	日本公文教育研究会 彦根事務局
12/8(木)	ビバシティ彦根 2F 研修室
12/16(金)	日本公文教育研究会 彦根事務局

KUMONの考えや教育法、先生の仕事や教室開設をサポートする制度などについて説明いたします。お気軽にご参加ください。

※左のQRコードから「くもんの先生 募集」の詳細や、他の会場・日時での「くもんの先生 説明会」のご案内をご確認できます。
問合せは 0120-834-414 (受付 9:30～17:30 土・日・祝日を除く)
日本公文教育研究会 彦根事務局 彦根市大東町5-12 UKAIビル2F

ひこね市文化プラザ 11月のオススメイベント情報

金亀亭第九回落語ライブ

柳家 高太郎
古合亭 菊之丞
二人会

2011年11月2日(水)
19:00開演(18:30開場)
会場:エコーホール
【全席指定】
一般 3,500円 SP価格 2,000円
ローソンチケット Lコード57426

粋でいなせな 注目の二人による 渾身の落語!

ひこね市民大学講座 History Repeats Itself

歴史手習塾 HIKONE CITIZENS COLLEGE HISTORY SEMINAR

seminar 10 2012年の大河ドラマに決定!! 『平清盛とその時代』
講師:本郷和人氏 (東京大学史料編纂所准教授)

10-1 11/8(火) 会場:メッセホール
10-2 11/15(火) 19:00開講(18:30開場)
10-3 11/22(火) 【全席自由】3講座 3,000円
受講料 SP価格 1,800円

チケットのご予約・お問い合わせ
ひこね市文化プラザチケットセンター
0749-27-5200
インターネットでの申し込み・チケット購入は
<http://bunpla.jp/>

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

11月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
2歳6ヶ月健診	17日(木)	9:30～10:00	H21年3月4月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	29日(火)	13:00～13:30	H23年7月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	29日(火)	13:30～14:00	H23年1月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

12月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
子育て相談	6日(火)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
3歳6ヶ月健診	7日(水)	13:00～14:00	H20年5月6月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
中期離乳食教室	14日(水)	9:30～10:00	H23年4月5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

せせらぎ農産物直売所

<営業日時> 年中無休(ただし12月31日～1月3日は休み)
※9時～18時(冬期(11月～3月)は9時～17時)

<電話番号> 38-2744

スタンプカード(500円=1点)で20点集めて素敵なプレゼントを進呈中

水と土と太陽の恵み

行政相談日(第4火曜日)

11月22日(火) 10時～12時

保健福祉センター2階 相談室

相談内容 ①医療保険・年金
②道路 ③生活保護
④郵政 ⑤雇用など

■ 問合先 保健福祉センター(保健師) ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

2011年(平成23年)11月号
通巻第387号

発行/甲良町企画監理課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町在士353-1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は11月11日(金)・25日(金)
午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

①住民票
②戸籍(婚姻・出生・死亡など)
③印鑑登録・証明など

閉庁時間帯(休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ

※関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合先 住民課 住民係 ☎ 38-5063